

随意契約の状況		担 当 課 : 環境水道課		
		契 約 日 : 令和4年5月13日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
八雲地域電気計 装設備改修工事	・ N o . 3 取水井 取水ポンプ盤 1 面 計装盤 1 面 ディストリビュータ 1 台 広角度指示器 1 台 回線用避雷器 1 台 電源用避雷器 1 台 信号用避雷器 1 台 引込盤 1 面 投込式水位計 1 台 ・ 大新浄水場 テレメータ装置 (親、 子機 2 台) 1 組 回線用避雷器 1 台 ・ 下の湯送水ポンプ場 投込式水位計 2 台 ・ 上の湯ポンプ場 テレメータ装置 (親、 子機 2 台) 1 組 回線用避雷器 1 台 ・ 上の湯配水池 回線用避雷器 1 台	令和4年5月13日 ～ 令和5年2月17日	札幌市北区北18 条西5丁目1番 12号 北海道機販株式 会社 代表取締役 中鉢 誠一	21,890,000 (19,900,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
本工事は、電気計装設備の老朽化に伴い、取水ポンプ盤、計装盤、テレメータ装置、各設備用避雷器等の設備改修を行うものである。 実施にあたっては、市街地・落部地区で現在稼働中の計装施設配電回路及び現場の状態を十分熟知している既存電気計装設備の設置業者（メーカー指定保守点検業者）でなければ対応できず、上記業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため、競争入札に付する性質のものではないと判断したものである。 よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。				